

# 指定管理者に関する第三者評価シート

## 1 施設の概要

(評価実施年度: 令和 6 年度)

施設の名称	東大阪市立障害児者支援センター	指定期間	4	年度～	8	年度	
		選定方法	非公募				
		指定管理者名	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団				
所管部課名	子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課	評価機関名	株式会社 E.S CONSULTING GROUP				
施設の設置目的	障害児及び障害者の福祉の増進を図るとともに、その健康の保持に寄与する。	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型及び医療型児童発達支援センターとして行う障害児通所支援事業</li> <li>・生活介護事業</li> <li>・短期入所事業</li> <li>・自立訓練事業</li> <li>・就労移行支援事業</li> <li>・就労定着支援事業</li> <li>・基幹相談支援センター事業</li> <li>・障害児相談支援事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> <li>・診療所(障害児及び障害者のための医療の提供)などの事業</li> <li>・障害児者支援センターの施設管理及び財産管理</li> </ul>				
設置時期	平成 29 年度						
主な料金体系(有料・無料等)	有料(東大阪市立障害児者支援センター条例及び東大阪市立障害児者支援センター条例施行規則に従う)						

## 2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)	次年度(見込)
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度			
供用(開館)日数	344	344	344	344	344			
収支状況(千円)	収入総額	1,144,668	1,125,577	1,155,224	1,157,000	1,157,000		
	指定管理者委託料	1,144,668	1,125,577	1,155,224	1,157,000	1,157,000		
	利用料金収入	0	0	0	0	0		
	その他収入	0	0	0	0	0		
	支出総額	1,144,668	1,125,577	1,155,224	1,157,000	1,157,000		
	直接経費	人件費	867,331	839,499	867,089	868,000	868,000	
		施設維持管理費 事業費	277,095	285,731	284,463	285,000	285,000	
	間接経費	租税公課	242	348	3,673	4,000	4,000	
		一般管理費	0	0	0	0	0	
収支差額	0	0	0	0	0			

### 3 第三者評価の総括

仕様書等の基準を超えて優良な場合は「S」  
 仕様書等の基準通り実施された場合は「A」  
 仕様書等の基準を下回り、一部に不備が見られる場合は「B」  
 管理運営上不適切な部分があり、改善が必要な場合は「C」

評価の観点	第三者評価(評価できる点や要改善事項)		
	個別評価 S A B C	指定管理者に対する 主な意見	施設担当課に対する 主な意見
有効性 施設の設置目的が十分に達成出来たか？	A	施設設置目的に合致した事業運営が実施されている。  指定管理者制度開始以降も、継続して管理を請け負っているという実績は評価できる。職員向けに喀痰吸引研修を実施し、職員の能力向上を図るなど、創意工夫している点は評価できる。  人員確保の一環として、SNSで情報発信をするなどの取り組みが評価できる。 業務マニュアル整備の充実に期待したい。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められる。
効率性 経費の低減等の効果があったか？	S	支出総額は年度によって若干の増減はあるが、概ね一定である。  近年の物価高騰や賃上げ情勢により、人件費の増加の影響を受けているが、社用車の数を減らすなど維持管理コストの削減に努めている点は評価できる。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められる。
適正性 公の施設に相応しい適正な管理運営が行われたか？	A	事業計画書に沿って取り組みが実施されている。  業務の性質上、専門性が高いため、随意契約やプロポーザルになることが多いが、契約金額が適切か改めて検討いただきたい。	左記について、適切に履行されたか確認いただきたい。
継続性	A	社会福祉法人会計基準の改正により、平成30年度から原則として賞与引当金を流動負債に計上することとなった。社会福祉事業団は、地方公共団体が設立した社会福祉施設の受託経営を主体事業目的として設立された団体であること、純資産の黒字を維持できてきたこと等を踏まえると、指定管理を継続することを前提とする上では実質的な影響は無いと思われるが、この取り扱い前後で純資産が黒字から赤字へと転換している。	左記について適宜指定管理者と協議を行いつつ、指導・検討が必要な場合には対応を行っていただきたい。
	B	賃金台帳に労働基準法施行規則第54条に定められている10項目のうち、労働日数・労働時間・時間外労働の労働時間数・深夜労働の労働時間数の記載が無いため、記載いただきたい。	左記について、適切に履行されたか確認いただきたい。
今後期待される点や その他特記事項	最終評価 A	社会福祉に重要な施設といえるため、住環境変化に注視し、中長期的な視点で市民サービスの提供がなされることを期待する。引き続きの人材確保に努めていただきたい。	